

焼津市シルバー人材センター利用規約

(利用契約)

第1条 発注者（公益社団法人焼津市シルバー人材センター（以下「センター」という。）を通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に業務（請負又は準委任による業務をいう。以下同じ。）を委託する者をいう。以下同じ。）は、会員に業務を委託をしようとするときは、センターとの間でセンターの利用に関する契約（以下「利用契約」という。）を締結するものとする。

(就業条件)

第2条 発注者がセンターを通じて会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）に係る就業条件は、焼津市シルバー人材センター会員業務就業規約（以下「就業規約」という。）に定めるところによる。

2 発注者は、会員に対して、会員業務の対価として、就業規約に定めるところにより、会員業務委託料（就業規約第2条の会員業務委託料をいう。以下同じ。）を支払うものとする。

(マッチング)

第3条 発注者とセンターとの間で利用契約が締結されたときは、センターは、会員のうちから、会員業務の内容、会員業務の実施に必要な技能等を考慮して、会員業務を実施する会員（以下「業務実施会員」という。）を選定するものとする。

2 発注者は、前項の規定により選定された業務実施会員に対して、センターを通じて会員業務を委託するものとする。

(発注者及びセンターの責務)

第4条 センターは、業務実施会員が会員業務を円滑かつ適切に実施できるよう、発注者及び業務実施会員との連絡調整を行う。この場合において、業務実施会員に対する連絡調整は、指揮命令に当たらない範囲で行うものとする。

2 センターは、本規約に定めるセンターの業務（以下「センター業務」という。）の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもってセンター業務を遂行する。

3 発注者は、業務実施会員が会員業務を行うに当たり安全の確保その他の就業環境の整備に取り組む責務を有し、センターは、業務実施会員に対する安全教育、業務実施会員に事故が発生した場合の対応及び業務実施会員が発注者又は第三者に対して負う損害賠償責任を担保する保険の提供を行う責務を有するものとする。

(センター業務の対価)

第5条 発注者はセンターに対して、センター業務委託料（センター業務の対価として、発注者とセンターが合意して定める金員をいう。以下同じ。）を支払うものとする。

(請求及び支払の方法)

第6条 発注者は、センターによる請求の日から30日以内に、センター業務委託料をセンターが指定する口座に振り込む方法により、又は現金で支払うものとする。

2 センター業務委託料は、会員業務委託料と合算して請求及び支払をするものとする。

3 前2項に定めるもののほか、センター業務委託料の請求及び支払については、就業規約に定める会員業務委託料の例による。

(権利義務の移転の禁止)

第7条 発注者及びセンターは、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならない。

2 発注者及びセンターは、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

(守秘義務、個人情報管理)

第8条 発注者及びセンターは、正当な理由がなく、相手方の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 発注者及びセンターは、相手方又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3 前2項の規定は、センター業務の終了後においても、なお効力を有するものとする。

(個人情報取扱業務に係る特記事項)

第9条 会員業務が個人情報の取扱いに係る業務である場合においては、別記に掲げる「個人情報取扱特記事項」が当該会員業務に係る利用契約の合意内容の一部となるものとする。

(損害賠償)

第10条 発注者及びセンターは、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(利用契約の中途解約)

第11条 発注者及びセンターは、利用契約の期間満了前において、30日前までに相手方に対して書面又は電磁的方法により予告し、合意により、利用契約を中途解約することができる。

(利用契約の解除等)

第12条 発注者又はセンターが次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれ相手方に対し何らの予告なしに直ちに利用契約を解除できるものとする。

- (1) この契約に定める重要な事項に違反し、又は著しく履行を怠ったとき。
- (2) 支払停止又は支払不能状態に至ったとき。
- (3) 財産上の信用に関わる差押え、仮差押え若しくは仮処分を受け、又は競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
- (4) 破産、民事再生、会社整理、会社更生等の申立てがあったとき。
- (5) 営業・事業を廃止し、又は清算に入ったとき。
- (6) 監督官庁により事業停止処分又は事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けたとき。
- (7) その他発注者又はセンターの責めに帰すべき事由の発生により利用契約を継続しがたい重大な事由が生じたとき。

2 前項の規定による契約の解除は、書面又は電磁的方法により、発注者又はセンターがその相手方へ通知することにより行うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第13条 センターは、発注者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し、又は次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、何らの催告を要せず、利用契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって不当に

反社会的勢力を利用したと認められるとき。

- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
 - (5) その他役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 発注者及びセンターは、相手方が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、利用契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 前2項の規定による契約の解除は、書面又は電磁的方法により、発注者又はセンターがその相手方へ通知することにより行うものとする。
- 4 第1項又は第2項の規定により利用契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行うことができない。

附 則

令和7年4月1日制定

令和7年12月12日改定

別記（第9条関係）

個人情報取扱特記事項

1 個人情報保護の基本原則

センターは、個人情報の取扱いに係る受託業務に伴うセンター業務（以下「個人情報取扱業務」という。）を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

センターは、個人情報取扱業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該個人情報取扱業務に係る契約（以下単に「契約」という。）の目的以外の目的に使用してはならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 責任体制の整備

センターは、「公益社団法人焼津市シルバー人材センター個人情報の保護に関する規程」に基づく個人情報保護管理責任者の統括のもと、個人情報の安全管理に関する責任体制を整備し、及び維持するものとする。

4 業務従事者への周知

センターは、直接的であるか間接的であるかを問わず、センターの指揮監督を受けて契約に基づく業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においても契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

5 業務従事者の監督

センターは、業務従事者に対し、次に掲げるとことにより、監督措置を講ずる。

- (1) 個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止すること。
- (2) 契約に基づく業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行うこと。
- (3) 業務従事者が退職する場合においても、在職又は在任中に知り得た個人情報の返還又は破棄その他個人情報の漏えいを防止するために合理的に必要と認められる措置を講ずること。

6 適切な安全管理

センターは、契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また、個人情報の漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

7 再委託

センターは、個人情報取扱業務の再委託をしない。ただし、その必要が生じたときは、センターは、あらかじめ発注者の承諾を得た上で再委託を行うものとし、発注者との協議に基づき、再委託先への必要かつ適切な監督を行うものとする。

8 収集の制限

センターは、契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、個人情報取扱業務の目的を達成するために必要最小限の範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

9 利用及び提供の制限

センターは、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報取扱業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

10 複写、複製の禁止

センターは、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

11 安全管理の確認

発注者は、センターが取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認するものとし、必要と認めたときは、センターに対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、若しくはセンターが個人情報を取り扱う場所で当該取扱状況を検査し、又は個人情報取扱業務に係る個人情報の秘匿性、内容、量等に応じて、センターにおける管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について実地検査により確認することができる。

12 改善の指示

発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、センターにおいて個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、センターに対し、その理由を通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

13 廃棄等

センターは、個人情報取扱業務に係る個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去をしなければならない。廃棄の場合は記録媒体を物理的に破壊する等、消去の場合は個人情報の秘匿性等に応じてデータ消去用ソフトウェアを使用する等により、当該個人情報が判読又は復元できないよう確実に処理し、その記録を保管するものとする。

14 事故発生時における報告

センターは、契約に基づく個人情報の取扱いに関し関係法令、契約又はこの特記事項に違反する事態が生じ、又はそのおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

15 違反した場合の措置

発注者は、センターが関係法令、契約又はこの特記事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。